

(別添)

東日本大震災に伴う自動車 NOx・PM 法の窒素酸化物排出基準等を 適用しない期間の特例措置の延長について

1. 背景

- 自動車 NOx・PM 法により、排出基準を満たさない自動車は対策地域内において登録ができない（車検を通らない）仕組みとなっている。

- しかしながら、規制が施行された時点で現に使用されている自動車については、車種に応じた窒素酸化物排出基準等を適用しない期間（経過措置期間）が設けられており、順次買い換え等の対応が行われてきている。

- 本年 3 月 11 日の東日本大震災の影響による全国的な完成車メーカーでの車両の生産の停滞は、ほぼ回復しているものの、一部の特種自動車については、完成車メーカーからシャシ（車体）の供給を受けた後、更に数ヶ月程度の架装期間が必要であり、本年 10 月以降も車両の供給に遅れが生じると予想されることから、これらの特種自動車に限定して自動車 NOx・PM 法の経過措置期間を延長する特例措置の延長を行う予定としております。

2. 講じようとする特例措置の内容

(1) 法令の種類

「東日本大震災に対処するための窒素酸化物排出基準等を適用しない期間の特例に関する省令（平成 23 年環境省令第 9 号）」の一部改正

(2) 対象車種

対象車種については、大気環境への影響、車両の供給状況等を踏まえて以下の車両に限定。

- ・消防自動車のうち、高所火災、油脂火災等の特殊な災害に対する消防活動に用いられる自動車であって、高所活動用のはしご、泡消火薬剤槽その他の特殊な災害に対する消防のために必要な特殊な構造又は装置を有するもの。（関連告示※第1項ハ）
- ・消防自動車のうち、火災、震災等の災害に対する消防活動に用いられる自動車であって、ポンプ装置その他の消防のために必要な特殊な構造又は装置を有するもの。（関連告示※第1項ニ）

※自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令の規則に基づく環境大臣の定める特種自動車並びに特種自動車の種別ごとの年数及び期間
(平成5年環境庁告示第25号)

(3) 対象車両

自動車検査証の有効期間満了日が平成23年10月1日から平成24年3月31日までの対策地域内の自動車であって、自動車NOx・PM法の特定期日が当該満了日以前のもの

(4) 特例措置の内容

平成23年10月1日から平成24年3月31日までの間に対象車両が初めて継続検査又は臨時検査を受ける場合に、自動車NOx・PM法の窒素酸化物排出基準等が適用されない経過措置期間を当該継続検査等の次に受ける検査の前日まで延長し、特定期日を平成24年4月1日に変更する（これにより、実質的に経過措置が2年（一部車両は1年）延長されることとなる。）。